

恩給関係費

(I) 決算の概要

令和4年度における恩給関係費の予算現額は	122,355,721千円
であって、その内訳は	
歳出予算額	121,797,744千円
{ 当初予算額	122,149,377千円
{ 予算補正追加額	23,265千円
{ 予算補正修正減少額	374,898千円
前年度繰越額	557,977千円

であり、予算補正追加額は、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策の一環として、国民の安全・安心を確保するため行う昭和館機能強化事業の民間団体への委託に必要な経費等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、遺族及び留守家族等の援護に必要な既定予算の不用額等を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	112,697,529千円
翌年度繰越額は	420,910千円
不用額は	9,237,281千円

であって、翌年度繰越額は、厚生労働省所管の遺族及留守家族等援護事務委託費において、計画に関する諸条件により事業の実施に不測の日数を要したため、年度内に支出を終わらなかったこと等によるものであり、不用額は、総務省所管の恩給費において、普通扶助料及び公務関係扶助料の受給者が予定を下回ったこと等により、旧軍人遺族等恩給費を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差 引 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
文 官 等 恩 給 費	5,437,815	5,437,815	5,083,875	—	353,939	93
国会議員互助年金	1,773,945	1,773,945	1,613,246	—	160,698	90
文 官 等 恩 給 費	2,718,870	2,718,870	2,525,629	—	193,240	92
文化功労者年金	945,000	945,000	945,000	—	—	100
旧軍人遺族等恩給費	108,866,956	108,866,956	100,296,838	—	8,570,117	92
普 通 扶 助 料	82,070,680	82,070,680	75,765,587	—	6,305,092	92
公務関係扶助料	19,980,422	19,980,422	18,608,417	—	1,372,004	93
そ の 他	6,815,854	6,815,854	5,922,832	—	893,021	86
恩給支給事務費	584,922	584,922	530,149	—	54,772	90
遺族及び留守家族等 援護費	6,908,051	7,466,028	6,786,667	420,910	258,450	90
戦傷病者戦没者遺 族年金等	4,785,736	4,829,245	4,662,151	26,607	140,486	96
遺 族 年 金	1,847,923	1,848,523	1,723,681	—	124,841	93
遺 族 給 与 金	1,185,709	1,192,285	1,217,539	4,974	△ 30,228	102
障 害 年 金	1,152,488	1,152,488	1,128,554	—	23,933	97
そ の 他	599,616	635,949	592,375	21,633	21,940	93
戦傷病者等療養給 付	238,704	753,172	351,238	394,303	7,630	46

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差 引 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
特別給付金等支給 事務費	812,373	812,373	778,815	—	33,557	95
中国残留邦人等支 援事業費	1,070,840	1,070,840	994,064	—	76,775	92
戦傷病者等無賃乗 車船等負担金	398	398	397	—	0	99
計	121,797,744	122,355,721	112,697,529	420,910	9,237,281	92

また、平成30年度から令和4年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
文 官 等 恩 給 費	8,200,314	7,233,530	6,437,400	5,774,392	5,083,875
国会議員互助年金	1,943,036	1,867,364	1,778,227	1,712,083	1,613,246
文 官 等 恩 給 費	5,396,277	4,487,665	3,752,672	3,127,808	2,525,629
文化功労者年金	861,000	878,500	906,500	934,500	945,000
旧軍人遺族等恩給費	221,515,501	184,651,211	153,277,534	125,511,408	100,296,838
普通扶助料	155,778,186	132,823,581	112,251,269	93,327,236	75,765,587
公務関係扶助料	44,220,849	36,445,047	29,445,740	23,772,402	18,608,417
そ の 他	21,516,466	15,382,583	11,580,523	8,411,768	5,922,832
恩給支給事務費	993,826	927,663	737,622	697,530	530,149
遺族及び留守家族等援護 費	10,758,711	9,365,318	8,789,711	7,783,023	6,786,667
戦傷病者戦没者遺族年 金等	8,989,277	7,552,750	6,565,452	5,539,317	4,662,151
遺 族 年 金	4,360,573	1,670,746	2,831,862	2,244,987	1,723,681
遺 族 給 与 金	2,134,984	3,519,421	1,594,965	1,383,557	1,217,539
障 害 年 金	1,927,821	1,823,104	1,485,548	1,304,789	1,128,554
そ の 他	565,897	539,479	653,076	605,982	592,375
戦傷病者等療養給付	269,453	232,694	207,966	217,233	351,238
特別給付金等支給事務 費	420,636	532,259	1,029,477	1,029,330	778,815
中国残留邦人等支援事 業費	1,065,628	1,038,604	980,093	994,230	994,064
戦傷病者等無賃乗車船 等負担金	13,715	9,008	6,722	2,911	397
計	241,468,353	202,177,723	169,242,269	139,766,355	112,697,529

(II) 経費の概要及び事業実績

(1) 文官等恩給費

この経費は

- (イ) 「国会議員互助年金法を廃止する法律」(平18法1)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の「国会議員互助年金法」(昭33法70)等に基づいて、退職した国会議員及びその遺族に支給する年金
- (ロ) 「恩給法」(大12法48)等に基づいて、退職した文官、教育職員、警察監獄職員及び待遇職員並びにこれらの遺族に支給する年金
- (ハ) 「文化功労者年金法」(昭26法125)に基づいて、文化の向上発展に関し特に功績顕著な者を顕彰するために支給する年金

に要した経費である。

実績では、文官等恩給費として5,083,875千円を支給した。

年金等の新規裁定による増加、失権に伴う減少等を織り込んで算定した受給者数の予定と実績は、次のとおりである。

(単位 人)

区 分	受 給 者 数		区 分	受 給 者 数	
	予 定	実 績		予 定	実 績
国会議員互助年金	638	552	そ の 他	370	334
普通退職年金	309	255	文化功労者年金	274	270
遺族扶助年金	329	297	人文科学部門	—	41
互助一時金	—	—	自然科学部門	—	95
文官等恩給	2,717	2,359	文芸部門	—	21
普通扶助料	2,347	2,025	芸術その他の部門	—	113

(2) 旧軍人遺族等恩給費

この経費は、「恩給法」等に基づいて、旧軍人及びその遺族等に支給する普通恩給、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、普通扶助料、公務扶助料、特例扶助料、傷病者遺族特別年金、一時恩給及び一時金に要した経費である。

実績では、旧軍人遺族等恩給費として100,296,838千円を支給した。

旧軍人遺族等恩給の新規裁定による増加、失権に伴う減少等を織り込んで算定した受給者数の予定と実績は、次のとおりである。

(単位 千人)

区 分	受 給 者 数	
	予 定	実 績
普通扶助料	130	116
公務関係扶助料	11	10
そ の 他	10	8
計	152	135

(3) 恩給支給事務費

この経費は、文官、旧軍人及びその遺族等に対する恩給並びに国会議員互助年金の支給事務等を処理するために要した経費である。

実績では、恩給支給事務費として530,149千円を支出した。

(4) 遺族及び留守家族等援護費(実績額6,786,667千円)

この経費は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(昭27法127)に基づく遺族年金の支給等、「戦傷病者特別援護法」(昭38法168)に基づく療養の給付等、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)に基づく中国残留邦人等に対する一時金の支給等に要した経費であり、執行結果の概要は、次のとおりである。

(イ) 戦傷病者戦没者遺族年金等

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づく遺族年金、遺族給与金等及びこれらの裁定事務等として4,662,151千円を支出した。

(遺族年金受給者数(軍属・軍人))

(単位 人)

区 分	3年度末人員	4年度末人員
先 順 位 者	1,176	894
後 順 位 者	1	1
計	1,177	895

(遺族給与金受給者数(準軍属))

(単位 人)

区 分	3年度末人員	4年度末人員
先 順 位 者	899	803
後 順 位 者	1	1
計	900	804

(障害年金受給者数)

(単位 人)

区 分	3 年 度 末 人 員			4 年 度 末 人 員		
	軍属・軍人分	準軍属分	計	軍属・軍人分	準軍属分	計
特 別 項 症	2	—	2	2	—	2
第 1 〃	1	5	6	1	5	6
第 2 〃	3	13	16	2	10	12
第 3 〃	4	29	33	4	23	27
第 4 〃	4	57	61	3	47	50
第 5 〃	10	78	88	8	64	72
第 6 〃	3	53	56	1	40	41
第 1 款 症	7	35	42	6	27	33
第 2 〃	5	53	58	4	47	51
第 3 〃	6	57	63	4	48	52
第 4 〃	1	42	43	—	36	36
第 5 〃	6	90	96	2	75	77
計	52	512	564	37	422	459

(ロ) 戦傷病者等療養給付

「未帰還者留守家族等援護法」(昭28法161)に基づく留守家族手当等及びこれらの支給事務、「未帰還者に関する特別措置法」(昭34法7)に基づく弔慰料及びこれらの支給事務並びに「戦傷病者特別援護法」に基づく療養の給付及びこれらの給付事務等として351,238千円を支出した。

(療養患者数)

(単位 人)

区 分	入 院	通 院	計
3 年 度 末 患 者 数	—	44	44
4 年 度 末 患 者 数	—	24	24

(補装具の支給・修理状況)

(単位 件)

区 分	支 給	修 理	計
30 年 度	40	15	55
元 年 度	19	14	33

(単位 件)

区	分	支給	修理	計
2	年 度	17	5	22
3	年 度	16	9	25
4	年 度	12	9	21

(戦時死亡宣告審判申立及び確定者数)

(単位 人)

区	分	審 判 申 立			審 判 確 定		
		未復員者	未帰還邦人	計	未復員者	未帰還邦人	計
30	年 度	—	—	—	—	—	—
元	年 度	—	—	—	—	—	—
2	年 度	—	—	—	—	—	—
3	年 度	—	—	—	—	—	—
4	年 度	—	—	—	—	—	—

(ハ) 特別給付金等支給事務費

「引揚者給付金等支給法」(昭32法109)、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭38法61)、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」(昭40法100)、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭41法109)及び「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」(昭42法57)に基づく特別給付金等の支給事務費として778,815千円を支出した。

(ニ) 中国残留邦人等支援事業費

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく中国残留邦人等に対する一時金の支給等に要した中国残留邦人等支援事業費として994,064千円を支出した。

(永住帰国者等数)

(単位 人)

区	分	2 年 度	3 年 度	4 年 度
永 住 帰 国 者		—	2	—
一 時 帰 国 者(往 復)		—	8	10
訪 日 調 査 孤 児		—	—	—
そ の 他		6	6	11

(ホ) 戦傷病者等無賃乗車船等負担金

戦傷病者等無賃乗車船等負担のため397千円を支出した。

(戦傷病者等の旅客鉄道株式会社の鉄道等への無賃乗車船者数)

(単位 延人)

区	分	乗車船者数
3	年 度	259
4	年 度	34